

5 弥監公表 第 7 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定に基づき随時
監査(工事監査)を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告
を次のとおり公表する。

令和5年12月26日

弥富市監査委員 佐 藤 孝

同 佐 藤 高 清

令和 5 年度随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

（1）事務局による監査手続

令和 5 年 9 月 1 日から同年11月15日まで

（2）監査委員による監査実施日

令和 5 年11月16日（木） 午後 1 時30分から午後 2 時30分まで

3 監査の対象

（1）対象工事

西部保育所長寿命化改良工事(以下「本工事」という。)

（2）対象部課

健康福祉部 児童課

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施にあたり、想定されるリスクを踏まえ、弥富市監査基準(令和 2 年監査委員告示第 1 号。以下「監査基準」という。)第15条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

（1）想定されるリスク

ア 工事費の積算及び契約事務等が適正に行われないリスク

イ 工事関係法令を遵守した施工が行われないリスク

ウ 不経済な支出が行われるリスク

エ 維持管理費が増大するリスク

オ 施設の品質が低下するリスク

カ 工期が遅延するリスク

キ 工事中に重大な事故が発生するリスク

(2) 主な着眼点

ア 計画

- (ア) 上位計画の位置付けに適合しているか。
- (イ) 道路、河川等の管理者及び電気、水道等の事業者との協議は行われているか。交通に影響を及ぼすおそれのある場合は、警察との協議が行われているか。

イ 設計

- (ア) 事業目的に適合した設計となっているか。
- (イ) 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- (ウ) 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。
- (エ) 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- (オ) コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- (カ) 維持管理が容易な設計となっているか。

ウ 積算

- (ア) 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- (イ) 歩掛及び単価は適正か。
- (ウ) 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

エ 契約

- (ア) 入札の公告等の諸手続は適正かつ公正に行われているか。
- (イ) 入札条件、内容が明確に示されているか。
- (ウ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か。

オ 施工

- (ア) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
- (イ) 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は整備されているか。
- (ウ) 設計図書どおり施工されているか。
- (エ) 法令等を遵守して施工されているか。
- (オ) 一括下請負はなされていないか。施工体制台帳は整備されているか。
監理技術者等は適正に配置されているか。
- (カ) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- (キ) 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は的確に整備されているか。
- (ク) 現場の安全管理は適切に行われているか。
- (ケ) 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
- (コ) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

5 監査の方法

対象工事に係る計画、設計、積算、入札・契約、施工等が法令、条例、規則等に準拠し、また経済性、効率性、有効性の観点から適正に行われているかについて、工事関係書類を調査するとともに、担当課職員、設計監理事業者及び施工事業者の担当者から聴取を実施した。また、監査委員による現地調査は本工事施工状況が設計図書及び仕様書に適合しているか否かを主眼として調査を実施した。

6 本工事の概要

(1) 工事場所 弥富市 五明一丁目 地内(弥富市立西部保育所)

(2) 工 期 令和5年6月3日から令和6年3月9日まで

(3) 工事概要

ア 対象建物

弥富市立西部保育所

イ 工事内容

・建築工事

仮設工事、外壁改修工事、内部改修工事、建具改修工事、塗装改修工事、その他工事

・電気設備工事

幹線設備工事、動力設備工事、電灯設備工事、コンセント設備工事、構内交換設備工事、拡声設備工事、テレビ共同受信設備工事、自動火災報知設備工事、その他工事

・機械設備工事

衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事、プロパンガス設備工事、換気設備工事、その他工事

(4) 契約の概要

ア 契約金額 144,650,000円

イ 契約方法 事後審査方式一般競争入札(電子入札)

ウ 受注者 大浜建設株式会社

エ 契約期間 令和5年6月3日から令和6年3月9日まで

7 工事進捗率 78.7%(令和5年10月31日現在)

8 監査の結果

本工事について、令和5年度監査計画及び工事監査実施要領に基づき監査した限りにおいて、特に改善を要する事項はなく、概ね良好に工事が執行されていると判断した。

今後とも、本工事を進めるに当たっては、適切に設計及び施工状況等を確認し、安全管理、工程管理、品質管理等に一層留意されるよう要望する。あわせて本工事の施工場所が保育所であることから園児の安全には細心の注意を払って、本工事を行うよう要望する。

なお、特に配慮して頂きたい事項については、以下の意見に示す通りで、適切に対応され、今後の施工に活かしていただくよう要望する。

9 意見

(1) 労働災害防止について

工事現場の安全管理について確認したところ、安全衛生パトロール点検表や足場点検チェックリスト等の保管書面により安全管理への取り組みが適切に行われていることが確認できた。

しかしながら、労働安全衛生法第30条に基づき、同一の場所で混在する作業の混乱によって生じる労働災害防止を目的とし、元方事業者及びすべての関係請負人を対象とした災害防止協議会が設置・運営され、毎月1回以上開催協議されるべきものであるが、規約の作成は確認できたものの施行日が11月20日であることから、今後の協議会の開催と労働災害防止に向けた更なる取り組みに期待する。

本工事における事務局調査事項

(1) 事業目的、背景について

構造体の劣化対策を要する建築後40年を経過した建物について、構造体の長寿命化やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様化する保育サービスの提供が可能となる環境整備など、現代の社会的要請に応じた施設の長寿命化を図るための改良工事を行う。

(2) 計画について

ア 本工事の計画は、上述の施設の長寿命化を図るための事業目的に沿っていることを確認した。

イ 本工事は、令和5年度の単年度での事業であり、各工事の施工時期・内容について摺合わせを行い、実施設計に反映している。

ウ 本工事の決裁手続きは、契約規則等に基づき決裁しており、原本及び関係書類を確認した。

(3) 工事コストの縮減について

契約締結後のV E 提案を採用し、工事コストの縮減に努めている。

(4) 設計について

ア 事業目的に沿った適切な設計となっている。

(5) 積算について

建設物価等を参考に積算しているので適正であるとする。

(6) 契約について

ア 事後審査方式一般競争入札で実施。

イ 公告日：令和5年4月7日、開札日：令和5年5月24日

ウ 予定価格（税抜き）事後公表（134,990,000 円）

エ 予算執行調書、契約書等関係書類は確実かつ的確に整備されていた。

オ 契約日：令和5年6月2日

カ 契約保証金の本証を確認した。前払金の支払は、一般会計支出命令書の写しで確認した。支払日：令和5年6月20日（57,860,000 円）

(7) 施工管理について

ア 設計図書等及び施工計画書どおりに施工されているとの報告を受けた。

イ 法令等を遵守して施工していると報告を受けた。